

区立保健センター医療事業等事故対策委員会設置要綱

(設 置)

第1条 保健センターにおいて、事故又は争訟（以下「事件」という。）の発生を防止し、事件の適切な処理を図るために、保健センター医療事業等事故対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事故の発生防止対策
- (2) 事故の原因及び被害の状況
- (3) 解決の具体的方法
- (4) 事故の原因を生じさせた職員に対する求償権の有無
- (5) 医療機関及び医師会（以下「医療機関等」という。）との協力調整等に関する事
- (6) その他事故等に関し必要なこと

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、所長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、事務局長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、次の者とする。

- (1) 管理課長
- (2) 管理課庶務・経理係長
- (3) 管理課広報・企画調整担当係長
- (4) 医務課長
- (5) 医務課事業係長
- (6) 専門相談課長
- (7) 専門相談課事務管理担当係長
- (8) 事務局副参事
- (9) 前各号に掲げる者のほか、委員長が特に必要があると認めた職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、当該職に在職する期間とする。

(招集等)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、医療機関等の参加若しくは意見を求めることができる。

(小委員会)

第6条 通常的事項及び緊急的事項を審議するため、委員長の指名した委員による小委員会を置くことができる。

2 小委員会で審議した事項又は緊急に処理した事項は、速やかに委員長に報告するものとする。

(理事長への報告)

第7条 委員会の審議結果は、速やかに理事長に報告し、承認を得るものとする。

(庶務)

第8条 委員会の実施に伴う庶務は、管理課庶務・経理係が行うものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月27日公財世保発第239号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日公財世保発第791号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。